10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

供給網に義務を課すことの限界：取適法（旧下請法）・独占禁止法との関係

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　どういう場面か

主要取引先から、サステナビリティ条項を追加する覚書が送られてきました。自社の行動規範を遵守すること、その遵守状況を報告すること、求めに応じて第三者による監査を受け入れること、不遵守が判明したときは改善措置を要求できること。自社の取引先にも同じ内容を守らせること。

読めば、どれも正しいことが書いてあります。断る理由を法律に求めるのは難しく、断れば取引に響くかもしれません。

ただし、この条項が求めているのは、費用と手間のかかる行為です。監査の受入れには人が張り付き、改善には設備や人員の投資が要ります。それをすべて受注側の負担とし、応じなければ取引を止める、という形になっていれば、話は別のところに入っていきます。

自社が求める側であっても、同じ線を意識することになります。

二　何を見るか

1　自分の手で果たせる義務になっているか

いちばん重いのは、自社の取引先にまで及ぼす部分です。2次、3次の取引先で起きたことが、そのまま自社の債務不履行になるのであれば、引き受けようがありません。

日弁連のモデル条項には、この点の歯止めが入っています。

> ただし、乙の2次以下の関連調達先がCSR行動規範に違反した場合に乙に直ちに本条項の違反が認められることにはならず、乙がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかった場合にのみ本条項の違反となるものとする。（注1）

このただし書がない条項は、二次以下の取引先の違反まで自社の違反とされ、負担が過重になりかねません。まずここを見ます。

2　監査・調査の費用を誰が持つか

監査の条項例は、次のとおりです。

> 第〇条（発注企業の調査権・監査権）
> 甲は、乙の調達コードの遵守状況を調査し、又は第三者による監査の受け入れを求めることができ、乙は、これに協力する。また、乙は、甲の求めに応じて、乙のサプライチェーンに対し、調達コードの遵守状況を調査し、又は第三者による監査の受け入れを求める。（注2）

費用の負担が書かれていません。このような条項に基づき実際に監査まで実施している例はきわめて少ないものと考えられ、多分に宣言的な意味を持つ条項例と考えられます（注3）。

宣言のうちは問題になりません。問題は、実際に監査を求め、その費用と人手を受注側に負わせたときです。

独占禁止法は、優越的地位の濫用を不公正な取引方法の一つとして定めています。

> 五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
> ロ　継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。（注4）

公正取引委員会の考え方は、この類型について次のように述べています。

> ア　協賛金等の負担の要請や従業員等の派遣の要請以外であっても，取引上の地位が相手方に優越している事業者が，正当な理由がないのに，取引の相手方に対し，発注内容に含まれていない，金型（木型その他金型に類するものを含む。以下同じ。）等の設計図面，特許権等の知的財産権，従業員等の派遣以外の役務提供その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって，当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり，優越的地位の濫用として問題となる。（注5）

発注内容に含まれていない監査対応は、ここでいう役務提供にあたりうるものです。正当な理由がないのに無償で求め、受注側が今後の取引への影響を懸念して応じ

ざるを得ないのであれば、この枠組みに乗ります。もっとも、その負担が取引の対価にもともと織り込まれているようなときは問題とならないとされています（注5）。

なお「優越している」とは、絶対的な地位を要するものではありません。公正取引委員会の考え方は、市場支配的な地位またはそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りるとし、相手方にとって取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合だとしています（注6）。大企業同士、中小企業同士の取引でも認められる場合があるとも書かれています（注6）。

3　製造委託等であれば、別の法律も見る

取引が製造委託等にあたる場合は、2026年1月1日に施行された改正で題名を改めた取適法が正面から規律しています。正式名称は製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律で、旧下請法（下請代金支払遅延等防止法）にあたります。

> 第五条（委託事業者の遵守事項）
> 2　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。
> 二　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。（注7）

独占禁止法と違い、優越的地位があるかどうかを個別に判断する必要がありません。適用の対象に入るかどうかは、委託の種類と当事者の規模で決まります。

旧下請法の用語も変わりました。親事業者は「委託事業者」、下請事業者は「中小受託事業者」、下請代金は「製造委託等代金」です。

4　取引停止の書き方

不遵守があったときに取引を止める、と書いてある条項があります。求める側から見ると当然の帰結に見えますが、政府のガイドラインの立場は違います。

> 取引停止は、自社と人権への負の影響との関連性を解消するものの、負の影響それ自体を解消するものではなく、むしろ、負の影響への注視の目が行き届きにくくなったり、取引停止に伴い相手企業の経営状況が悪化して従業員の雇用が失われる可能性があったりするなど、人権への負の影響がさらに深刻になる可能性もある。
> このため、人権への負の影響が生じている又は生じ得る場合、直ちにビジネス上の関係を停止するのではなく、まずは、サプライヤー等との関係を維持しながら負の影響を防止・軽減するよう努めるべきである。したがって、取引停止は、最後の手段として検討され、適切と考えられる場合に限って実施されるべきである。（注8）

条項の目的である人権尊重の観点から見ても、即時解除は推奨されていません。そのことは、受ける側が解除条項を緩めてほしいと言うときの根拠になります。

三　直し方

直しどころは4つに整理できます。

見るところ	直し方
取引先への働きかけ	対象を本契約に関連する調達先に限り、責任の発生を「知り、または知りうべきであったのに適切な措置を取らなかった場合」に限る
監査	頻度と方法を限定し、費用の負担を明記する。第三者監査は甲の費用負担とし、不遵守が確認された場合に限り乙の負担とする
是正	期間を定めた協議と改善計画の提出を先に置き、費用の分担を協議事項とする
解除	是正の機会を与えたうえで、改善が見込めない場合に限る。催告期間を明記する

監査の費用について「不遵守が確認された場合に限り乙の負担」とすれば、**受注側が正しく守っている限り費用を負わない形になり、二の2で見た枠組みには乗りにくくなります。**

四　相手方への説明のしかた

条項そのものに反対するのは得策ではありません。相手方は、自社の人権尊重責任を果たすためにこの条項を入れており、それ自体には理由があります。

説明の組み立ては、次の順序になります。

1. 目的に賛同することを先に伝える（自社も人権方針を持っている、行動規範の内容に異論はない）
2. 果たせない部分を具体的に示す（2次以下の取引先の行為まで保証することは不可能で、保証すれば虚偽になる）

3. 費用の負担だけを交渉事項にする（監査に応じること自体は受けるが、費用の分担を書かせてほしい）
4. 代案を出す（年1回の自己評価の提出と、疑義があるときの実地調査という2段構え）

2の「保証すれば虚偽になる」という言い方は効きます。表明保証は事実の保証なので、確認できないことを保証させるのは、条項の設計として無理があります。

独占禁止法や取適法の名前を先に出すのは避けます。取引を続ける交渉の場で規制法の話を持ち出すと、相手方の法務が身構え、条項の文言の話に戻れなくなります。

五　どこまで直すか

相手方との関係	直す範囲
自社の売上に占める比率が高い相手方	取引先への働きかけの限定と、監査費用の負担の2点に絞ります。ここだけは通す
対等に近い関係	上記に加えて、行動規範の改定手続（改定時の通知と協議）を入れます
自社が求める側	監査費用を自社負担とし、是正は協議から入る形にします。取引停止は最後の手段として書きます
公共調達に連なる取引	入札説明書や契約書に、人権尊重に取り組むよう努める旨の記載が入っていることがあります（注9）。条項を削るのは難しいので、費用と手続の限定に絞ります

本稿で扱わなかったこと

サステナビリティ条項がなぜ契約書に入ってくるのか、どう定めるかは、それぞれ別の記事が本体です。本稿は、受ける側のレビューと、求める側が超えてはいけない線に絞りました。

優越的地位の濫用の要件と、課徴金を含む効果は、本稿では扱いません。本稿では、条文と公正取引委員会の考え方のうち、この場面に直接あたる部分だけを引きました。

取適法の適用範囲（委託の種類と、資本金・常時使用従業員数の基準）も、本稿では扱いません。

人権デュー・ディリジェンスの手順と、取引停止に至るまでの段階的な対応は、政府のガイドラインの各論が定めています。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）188～189頁の記載例③（日本弁護士連合会「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス（手引）」（2015年1月）のCSRモデル条項の一部を同書が抜粋したもの）

（注2）前掲注1・191頁の記載例⑧

（注3）前掲注1・191頁

（注4）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律2条9項5号ロ

（注5）公正取引委員会「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日。最終改正令和8年6月17日）第4の2(3)ア・イ

（注6）前掲注5・第2の1・2

（注7）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。令和7年法律第41号による改正（令和8年1月1日施行）で題名を改めたもの。通称・取適法）

（注8）ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月）22頁（4.2.1.3）

（注9）前掲注1・185頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/kyokyumo-gimu-genkai/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「供給網に義務を課すことの限界：取適法（旧下請法）・独占禁止法との関係」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。